

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1056 号（諮問第 1722 号）

件名：総勤務時間の縮減に向けた取組の促進について等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 8 月 8 日、平成 30 年 3 月 1 日及び同年 4 月 5 日

2 原処分

平成 29 年 8 月 21 日、平成 30 年 4 月 11 日及び同年 5 月 16 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し同表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。

3 審査請求

平成 29 年 9 月 1 日、平成 30 年 4 月 19 日及び同年 5 月 22 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 12 日

5 答申

令和 5 年 5 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示決定をしているところ、審査請求人は、審査請求書において、「文書特定に誤りがある」等と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて

て、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）について

請求1は、文化芸術課が保有する、平成29年度の文化芸術課の職員の有給取得目標が記載されている文書を求めるものと解される。

別表の2欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）は年次休暇の取得促進を含めた総勤務時間の縮減に向けた取組を促す内容の通知であり、文書2は平成29年度の文化芸術課の「ワーク・ライフ・バランス行動指針」である。

当審査会において文書1及び文書2の内容を確認したところ、文書1には「各職員が基本的に1年度に14日（新規付与日数が20日未満の者にあつては、その2分の1以上の日数）の年次休暇を計画的に使用できるよう努めること。」と記載され、文書2には「14日」と有給取得の目標が記載されていることが認められたことから、文書1及び文書2は、請求1の内容に合致する文書である。

実施機関によれば、文化芸術課では、各職員が年次休暇取得目標を個別に設定することはなく、課内を探索したが、文書1及び文書2の他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

イ 請求2について

請求2は、文化芸術課が保有する文書であつて、不服申立事案に関する対応方針が記載されている平成29年度の文書を求めるものと解される。

文書3は条例の解釈運用基準の抜粋であり、文書4は愛知県情報公開事務取扱要領であり、文書5は行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアルであり、いずれも平成29年度のものである。

実施機関によれば、文化芸術課においては、審査請求等の不服申立事案があつた場合、文書3から文書5までに基づいて対応を行うこととしており、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

当審査会において文書3から文書5までの内容を確認したところ、審査請求等の不服申立てがあつた場合の手續や取扱い、対応方法等が記載されていることが認められた。

ウ 請求3について

請求3は、文化芸術課が保有する文書であつて、愛知県図書館に関する行政資料、レコード、フィルムの収集方針、収集状況がわかる文書を求めるものと解される。

文書6は愛知県図書館の事業年報であり、文書7は愛知県図書館資料収集方針である。

当審査会において文書 6 の内容を確認したところ、「7 資料の収集」の項目において、愛知県図書館が収集した図書や新聞雑誌、AV 資料の数といった資料の収集状況が記載されており、文書 7 の内容を確認したところ、地域資料として県及び市町村の行政資料を収集することや、録音・映像資料について教養や文化面での資料価値の高い資料を中心に収集するといった収集方針が記載されていることが認められた。

実施機関によれば、念のため課内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

エ 請求 4 について

実施機関の主張を踏まえると、請求 4 は、県が県費若しくは基金で購入し又は借用した愛知県美術館の美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）が一覧として表示されている文書である財産目録のうち、購入時の愛知県美術館の美術品等の評価が記載されている直近の文書を求めるものと解される。

文書 8 は、平成 28 年度版の愛知県美術館年報である。

当審査会において文書 8 の内容を確認したところ、愛知県美術館における美術品収集状況と種別の購入金額、所蔵作品全体の状況及び新たに収蔵した全作品が一覧で記載されている財産目録であり、また、愛知県美術館の美術品等の評価が記載されていることが認められた。

実施機関によれば、開示請求日時点で文化芸術課が保管していた愛知県美術館年報のうち直近のものは平成 28 年度版であり、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

オ 以上のことからすれば、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称等
<p>請求 1 文化芸術課に対する開示請求 H29 年度 課員の有給取得目標が記載されている文書</p>	<p>文書 1 ・総勤務時間の縮減に向けた取組の促進について（通知）（29 人号外 平成 29 年 4 月 3 日付け） 文書 2 ・文化芸術課のワーク・ライフ・バランス行動方針（平成 29 年度）</p>
<p>請求 2 文化芸術課に対する開示請求 不服申立事案に関する対応方針が記載されている文書 H29 年度</p>	<p>文書 3 ・愛知県情報公開条例解釈運用基準のうち、第 18 条の 2 関係から第 22 条関係まで 文書 4 ・愛知県情報公開事務取扱要領 文書 5 ・行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）</p>
<p>請求 3 文化芸術課に対する開示請求 行政資料、レコード、フィルムの収集方針 収集状況がわかる文書（愛知県図書館に関する文書）</p>	<p>文書 6 ・事業年報（平成 29 年度） 文書 7 ・愛知県図書館資料収集方針</p>
<p>請求 4 文化芸術課に対する開示請求 愛知県美術館の美術品の評価が記載されている文書（美術品購入時のもの）で財産目録に登載のもの 直近のもの 美術品は愛知県美術館が対象であること</p>	<p>文書 8 2016（平成 28）年度版 愛知県美術館年報</p>